

# 令和7年 第5回市議会 定例会 議案概要

## 【議案第124号】 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○公職選挙法施行令の改正に伴い、関係規定を整備するもの

- 選挙運動に係る公費負担の単価の改定

公費負担の対象	現行単価	改正単価
ビラの作成	7円73銭/枚	8円38銭/枚
ポスターの作成(印刷費)	541円31銭/枚	586円88銭/枚

○公布の日から施行

## 【議案第125号】 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○「飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会」の設置

- 飯塚市介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について  
審議及び審査させるもの

○公布の日から施行

## 【議案第126号】 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するもの

- 選挙長、投票管理者、開票管理者等の選挙関係の報酬を増額

○公布の日から施行

## 【議案第127号】 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○令和7年8月7日付で国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして職員給与を改定するもの

- ①行政職給料表の改定(令和7年4月1日から適用)

給料表を平均3.20%引き上げたものに改定(8,300円～12,400円増額)

- ②期末・勤勉手当の支給率の改定

ア令和7年度(令和7年12月1日から適用)

12月期末手当 1.250月 → 1.275月(+0.025月)

12月勤勉手当 1.050月 → 1.075月(+0.025月)

イ令和8年度以降(令和8年4月1日から)

6月期末手当 1.2500月 → 1.2625月(+0.0125月)

6月勤勉手当 1.0500月 → 1.0625月(+0.0125月)

12月期末手当 1.2750月 → 1.2625月(△0.0125月)

12月勤勉手当 1.0750月 → 1.0625月(△0.0125月)

○公布の日から施行

**【議案第128号】 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

- 本市一般職の給料表の改定を参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するもの
  - ・会計年度職員給料表の改定(令和7年4月1日から適用)  
給料表を平均4.0%引き上げたものに改定(8,300円～12,700円増額)
- 公布の日から施行

**【議案第129号】 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例**

- 民間端末機による交付事務の特例を設けるもの
  - ・コンビニのマルチコピー機を用いて交付される証明書の交付手数料を100円減額
  - ・交付手数料を減額する特例期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日
- 令和8年4月1日から施行

**【議案第130号】 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**

- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するもの
  - ①教職調整額の支給割合の改定  
100分の4→100分の10へ引上げ  
令和8年1月1日より、毎年1%ずつ段階的に引上げ
  - ②地域手当の支給割合の改定  
100分の1.8→100分の5.4へ引上げ  
引上げに伴い、支給割合100分の5.4との差額を給料に加算して支給する経過措置を廃止
  - ③給料表の改定(令和7年4月1日から適用)  
福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表の改定に準じて、給料表を平均3.89%引き上げたものに改定(9,100円～13,200円増額)
- 公布の日から施行(一部令和8年1月1日から施行)

**【議案第131号】 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、関係規定を整備するもの
- 公布の日から施行

**【議案第132号】 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例**

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 公布の日から施行

**【議案第133号】 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例**

- 太郎丸二区集会所の無償譲渡に伴う廃止
- 公布の日から施行

### 【議案第134号】 飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

- 災害その他非常の場合において、他市町村長の指定を受けた事業者が工事を行うことができるよう以し、併せて条文の整備を行うもの  
(関係条例)
  - ・飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)
  - ・飯塚市工業用水道条例(平成18年飯塚市条例第211号)
  - ・飯塚市下水道条例(平成18年飯塚市条例第212号)
- 公布の日から施行

### 【議案第135号】 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

- 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、事務の所管を企業局へ移管することに伴い、当該事業の運営について必要な事項を定めるもの
- 令和8年4月1日から施行

### 【議案第136号】 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

- 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、事務の所管を企業局へ移管することに伴い、関係規定を整備するもの  
(関係条例)
  - ・飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)
  - ・飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)
  - ・飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)
  - ・飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例(平成24年飯塚市条例第11号)
  - ・飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)
  - ・飯塚市汚水処理施設整備基金条例(平成18年飯塚市条例第78号)
- 令和8年4月1日から施行(一部令和8年3月31日から施行)

### 【議案第137号】 財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物)

- 太郎丸二区集会所建物を認可地縁団体に無償譲渡するもの
  - ・所在地 飯塚市太郎丸978番地1
  - ・構造 鉄骨造かわらぶき平家建
  - ・床面積 198.86m<sup>2</sup>
  - ・譲渡の相手方 飯塚市太郎丸848番地3  
太郎丸二区自治会(認可地縁団体) 代表者 山根 仁
- (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第6号

### 【議案第138号】 財産の無償貸付け(ふれあい広場)

- 筑穂ふれあい交流センターを利用した「ふれあい広場事業」を実施するため、施設の一部を、引き続き筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるもの
  - ・所在地 飯塚市長尾1242番地1
  - ・建物の名称 筑穂ふれあい交流センター(筑穂支所庁舎1階)
  - ・貸付面積 37.88m<sup>2</sup>
  - ・貸付期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
  - ・貸付けの相手方 飯塚市長尾1340番地  
筑穂地区まちづくり協議会 会長 芳野 博昭
- (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第6号

### 【議案第139号】 土地の処分(飯塚市鯰田字黒岩)

#### ○土地を処分するもの

- ・所在地 飯塚市鯰田字黒岩512番1外8筆
- ・地目 山林外
- ・処分面積 5, 301. 16m<sup>2</sup>
- ・処分価格 36, 717, 000円
- ・契約の相手方 東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー10階  
山口重工業株式会社  
代表取締役 山口 豊和
- (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第8号  
飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例 第2条

### 【議案第140号】 土地の処分(栗尾工業団地南側)

#### ○土地を処分するもの

- ・所在地 飯塚市鯰田字黒切113番1
- ・地目 山林
- ・処分面積 24, 398. 12m<sup>2</sup>
- ・処分価格 495, 325, 000円
- ・契約の相手方 福岡県飯塚市伊川1115番地  
一番食品株式会社  
代表取締役 有吉 崇
- (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第8号  
飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例 第2条

### 【議案第141号】 指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)

#### ○飯塚市健康の森公園体育施設の管理運営に係る指定管理者の指定

- ・指定管理者 福岡県飯塚市鯰田1560番地5  
一般社団法人 飯塚市スポーツ協会  
代表理事 福田 良人
- ・指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
- (関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

### 【議案第142号】 指定管理者の指定(街なか子育てひろば)

#### ○街なか子育てひろばの管理運営に係る指定管理者の指定

- ・指定管理者 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号 天神偕成ビル3階  
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店  
支店長 織田 渉
- ・指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
- (関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

### 【議案第143号】 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか)

- サン・アビリティーズいいづかの管理運営に係る指定管理者の指定
  - ・指定管理者 福岡県飯塚市枝国355番地7  
特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会  
理事長 吉良 安子
  - ・指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)  
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

### 【議案第144号】 指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)

- 飯塚立体駐車場の管理運営に係る指定管理者の指定
  - ・指定管理者 福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号  
太平ビルサービス株式会社  
代表取締役 狩野 伸彌
  - ・指定期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日(4年間)  
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

### 【議案第145号】 市道路線の認定

- 認定の理由と内容
  - ・寄附採納に伴うもの  
(関係法令) 道路法 第8条
- 4路線 130.4m

【報告第14号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第8号(令和7年11月7日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 36,390円(車両修繕料121,301円の内、市の過失3割)
- ・発生日時 令和7年7月28日(月)午後2時30分頃
- ・発生場所 飯塚市八木山地内
- ・事故の状況 相手方が林道を大日寺方向から八木山方向へ走行中、道路中央部に垂れ下がった樹木の枝に相手方車両が接触し、車両天井部を損傷させたもの

【報告第15号】 専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第9号(令和7年11月7日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 209,605円(修繕料209,605円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和7年7月25日(金)午前11時05分頃
- ・発生場所 飯塚市綱分地内
- ・事故の状況 庄内支所経済建設課職員が事故現場裏の市有地水路の清掃作業のため、相手方敷地に後進した際、カーポートに接触し、損傷を与えたもの